

香美市立図書館資料除籍基準

令和元年10月1日

(目的)

この基準は、香美市立図書館が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）について除籍に関して必要な基準を定めることを目的とする。

(基本方針)

除籍の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 資料の適切な更新を行うことで、市民の利用促進及び読書意欲の向上を図る
- (2) 資料の効率的な運用及び適切な蔵書管理をおこなう
- (3) 香美市立図書館の蔵書構成の資質向上を図る
- (4) 個人の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれ特定の資料を不当に排除しない

(除籍の対象となる資料)

除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。

- (1) 汚損・破損資料
汚損・破損の程度が甚だしく、修理・製本ができないもの
- (2) 亡失資料
 - ア 利用者が不可抗力による事故、災害、盗難等により亡失したもの
 - イ 利用者が紛失した資料で、同一のものが弁償不可能なもの
 - ウ 利用者の転居先等の不明により回収不可能と認められるもの
 - エ 貸出資料のうち督促等の努力にも関わらず、返却期限日から5年が経過し、回収の見込みがないもの
- (3) 不明資料
蔵書点検において、同一資料が3年以上所在不明であるもの
- (4) 不用資料
 - ア 新版・改定版又は同種資料等の購入により不用となった旧版の資料
 - イ 年月の経過及び内容の変更により、その利用価値が減じた資料
 - ウ その他、図書館資料としての価値が著しく低下したもの
- (5) 合冊・分冊したため数量更正した資料
- (6) その他、図書館長が適当と認めた資料

(除籍対象外資料)

次の資料は原則として、除籍の対象としない。

- (1) 郷土資料、行政資料及び貴重資料
- (2) 各分野の基礎的、歴史的価値のある資料で、再び入手することが困難なもの
- (3) その他館長が必要と認めたもの

(除籍の決定)

除籍する蔵書の決定にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 資料的価値、利用頻度、市民要求等を総合的に判断し、蔵書構成に留意しながら慎重に行う
- (2) 除籍資料は図書館長が選定し、所管課長の決裁を経て決定する

(除籍資料の処分)

除籍資料は、次のとおり取り扱う。

- (1) 有効活用（再利用）を図ることを目的として市内公共施設（学校、保育園等）や市民等は無償で譲渡することができる
- (2) 汚損・破損等による廃棄資料については、古紙又は廃棄物扱いとして、専門業者に処分を依頼する

(委任)

この基準に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、香美市立図書館長が別に定める。